

# みんなの防災教室

その3



## 今回のテーマ…『自主防災組織』って何？

最近、「自主防災組織」という言葉をよく聞きますが、この言葉が多く使われるようになったのは、阪神・淡路大震災からです。震災で倒壊した家屋に閉じ込められたり、生き埋めになった人の多くが、家族や近隣の住民により救出されたことから、住民同士の救助活動の重要性が強く認識されました。

また、高齢者やひとり暮らしなど、災害に対処しにくい人への防災対策としても、その役割が認識され、全国で組織化が進んでいます。

光市においても、現在、7つの自主防災組織が誕生しています。皆さんも自主防災組織について考えてみませんか？

### 自主防災組織とは？

自主防災組織とは、台風や地震などの災害の際に、地域住民が共に助け合う「共助」の精神で、自主的に連携して防災活動を行う組織です。

一般的に、自治会、町内会などを母体としたものが、最も効果的であるといわれています。

### 光市の自主防災組織

現在、市に報告されている組織は次のとおりです。

- 防災「ミニ」コミュニティークラブ鶴羽（島田）
- 千坊台自主防災会（室積）
- 野尻自主防災会（東荷）
- 宮の下自主防災会（浅江）
- 西ノ庄連合自治会防災部（室積）
- 緑ヶ丘団地自主防災会（光井）
- 戸仲自主防災会（光井）

### 自主防災組織の必要性

住民1人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本です。そして「自らの地域は自ら守る」という考え方で、住民同士が可能な範囲で共に助け合うことによって、被害の発生を防止、軽減を図る

## まちづくり市民協議会委員を

### 募集します

市では、新市建設計画に掲げた「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の一環として、『光市まちづくり市民協議会』の公募委員を募集します。

この協議会は、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、まちづくり全般について意見や助言をいただくために設置するものです。（全45人程度）

当面は、これからの光市のまちづくりの指針となる総合計画の策定に関し、委員の皆さんから幅広いご意見やご提言をいただくことにしています。

募集人員 15人以内  
任期 2年間

応募資格 光市のまちづくりに関心があり、市内に在住または市内の事業所に勤務している18歳以上の人  
応募方法 光市のまちづくりに対するご意見・ご提言を1000字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を明記の上、提出してください。（メールまたはFAXによる提出も可。）

### 意見提言の例

教育、文化、スポーツ、市民活動、都市基盤、防災、観光、産業、環境、福祉、医療など  
応募締切 7月29日必着  
選考 ご応募いただいたご意見・ご提言を審査のうえ、委員を決定します。



平成11年4月に設置した「市民協議会」（旧光市）

応募・問合せ 〒743-8501 光市中央六丁目1-1 政策企画部地域づくり推進室0833(72)1400 内線208/219 FAX 0833(72)1436 Eメール (chiikizukuri@city.hikari.lg.jp)

ことが可能になります。

大規模な災害時には、被害が広範囲に及び、道路の寸断や交通渋滞などのさまざまな混乱から、消防や警察、市などの防災機関が十分に活動ができなくなることもあるため、住民自らで対処しなければならぬ場合があります。

組織化しなくても共に助け合うことはできるかもしれませんが、あらかじめ組織化して、日頃から準備しておくことによって、災害という非常時にも混乱を少なくすることが可能になります。

### 自主防災組織のつくり方

市や消防では、市内の団体やグループを対象に、防災関係や自主防災組織、消火器の取扱実習、救急講習



定期訓練を行う「防災コミュニティークラブ鶴羽」の役員の方

## 第8回戦没者等の遺族に対する

### 特別弔慰金の手続きについて

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 1…弔慰金の受給権者
- 2…戦没者等の子
- 3…戦没者等と生計関係を有しており、かつ戦没者等と氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 4…右記3以外の 父母 孫 祖父 兄弟姉妹

習などの出前講座を行っています。

また、光地区消防組合では、山口県で初の体験型防災センター「あんしんねっと光」で、映像を利用した体験やレクシオンなどが受講できますので、お気軽にお問合せください。

問合せ 市総務課庶務防災係0833(72)1400 光地区消防組合総務課0833(74)5601

### 7月8日から「防災広報ダイヤル」を開設しました

台風や地震など、災害が予測される時や避難勧告時に、市の広報車や防災行政無線などで、お知らせをしています。内容が聞き取りにくい場合などに対応するため、広報の内容を電話で聞くことのできる「防災広報ダイヤル」を7月8日から開設しました。

防災広報の専用電話ですので、その他の広報や情報提供には使用していません。

「防災広報ダイヤル」0833(72)1410

5…上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

### 受付期間および場所

- 初めて請求する人 8月1日から8月31日まで 前回受給していた人 室積・牛島地区 9月1日から9月30日まで 光井・島田市地区 10月3日から10月31日まで 浅江地区 11月1日から11月30日まで 三井・上中島田・周防地区 12月1日から12月27日まで 大和地区 8月1日から8月31日まで

受付場所 あいばーく光 受付時間 8時30分から17時まで（土日祝日を除く） 大和地区の人は大和支所で受付を行います。 受付会場、日時によっては待ち時間が長くなる場合があります。 あらかじめご了承ください。

問合せ 社会課社会保護係0833(74)3004